

月島警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

月島警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	晴海通り	☆	60km	勝鬨橋上 晴海三丁目交差点	春海橋上 晴海大橋上	8-15
2	佃大橋通り	☆	50km	佃大橋上	春海橋西交差点	8-15
3	清澄通り	☆	50km	勝どき駅前交差点	相生橋上	7-15
4	中央大橋通り	○	40km	中央大橋南詰交差点	佃二北交差点	8-10 14-16
5	西河岸通り	○	30km	中央区月島1-14先	中央区月島3-25先	10-15
6	西仲通り	○	30km	中央区勝どき1-3先	中央区月島3-18先	8-10 14-16
7	環二通り	○	50km	築地大橋上	豊洲大橋上	8-11 16-19

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
4	中央大橋通り	佃島小学校の通学路として利用され、小学校や地域住民等からの要望もあることから、通学時等の小学生児童等の交通事故を防止するため。
5	西河岸通り	西仲通りの裏通り及び高齢者モデル地区となっており、多数の高齢歩行者等が通行していることから、高齢者等の交通事故を防止するため。
6	西仲通り	月島第二小学校の通学路として利用され、小学校や地域住民等からの要望もあることから、通学時等の小学生児童等の交通事故を防止するため。
7	環二通り	新たに開通した道路であるが、速度超過による交通事故の発生が懸念されるため。

月島警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

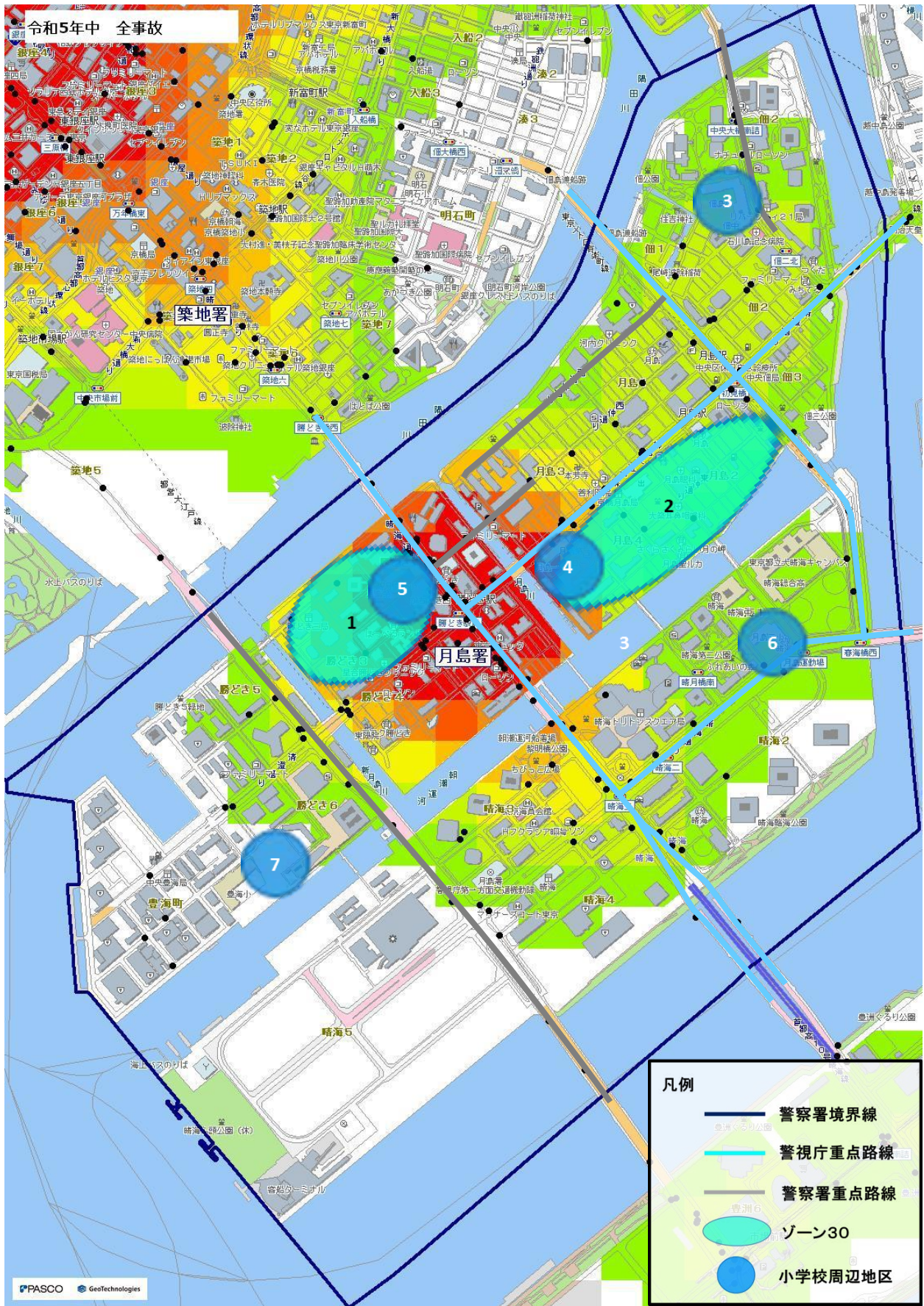
No	対象	地区
1	ゾーン30	中央区勝どき1、3丁目周辺
2	ゾーン30	中央区月島2、4丁目周辺
3	中央区立佃島小学校	中央区佃2丁目周辺
4	中央区立月島第一小学校	中央区月島4丁目周辺
5	中央区立月島第二小学校	中央区勝どき1丁目周辺
6	中央区立月島第三小学校	中央区晴海1丁目周辺
7	中央区立豊海小学校	中央区勝どき6丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。

重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

月島警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件/ km²)

15~



120~